



# 茨城県報

第 2631 号

平成26年10月9日

木曜日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（廃棄物対策課）…………… 2
- 指定障害児通所支援事業者の指定（4件）（障害福祉課）…………… 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の  
指定（障害福祉課）…………… 3
- 大規模小売店舗の廃止の届出（中小企業課）…………… 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（4件）（中小企業課）…………… 4
- 県営土地改良事業の工事の完了（2件）（農村計画課）…………… 11
- 道路の区域の変更（2件）（道路維持課）…………… 11
- 道路の供用の開始（2件）（道路維持課）…………… 12
- 茨城県屋外広告物条例の規定により知事が指定する区域等の一部改正（都市計画課）…………… 13
- 使用料の徴収事務の委託（2件）（公園街路課）…………… 13

（選挙管理委員会）

- 政治団体の設立届出…………… 14
- 政治団体の届出事項の異動届出…………… 15
- 政治団体の解散届出…………… 16
- 資金管理団体の指定届出…………… 17

### 公 告

- 落札者等の公示（税務課）…………… 17
- 都市計画の変更案の作成に係る公聴会の開催の中止（4件）（都市計画課）…………… 17
- 開発行為の工事完了（3件）（建築指導課）…………… 18
- 道路の位置の指定（建築指導課）…………… 19
- 落札者等の公示（下水道事務所）…………… 19

### 正 誤

- 平成26年7月31日付け茨城県報号外第66号中…………… 20
- 平成26年9月16日付け茨城県報第2624号中…………… 20

## 告 示

### 茨城県告示第1030号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成26年茨城県告示第930号により指定した形質変更時要届出区域の全部の指定を解除する。

平成26年10月9日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を解除する区域

日立市国分町一丁目3番3の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去

### 茨城県告示第1031号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成26年10月9日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービスの 種 類
0850100397	障害児通所支援 事業所 チェリ タン	水戸市元吉田町 1872番地1	社会福祉法人 愛正会	高萩市大字下手綱 字大谷口1951番地 の15	平成26年 10月1日	児童発達支援

### 茨城県告示第1032号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成26年10月9日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービスの 種 類
0850100462	クオリティ・オブ・ ライフ支援 教室	水戸市中丸町23- 8	一般社団法人 クオリティ・オブ・ ライフ	水戸市双葉台五丁 目789番地22	平成26年 10月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス

### 茨城県告示第1033号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5

の24の規定により告示する。

平成26年10月9日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービスの 種 類
0850500042	キッズルームば んぴーに 石岡 館	石岡市北府中三丁 目5番44号	株式会社 K I C ホールデ ィング	石岡市北府中三丁 目5番44号	平成26年 10月1日	放課後等デイ サービス

#### 茨城県告示第1034号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成26年10月9日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービスの 種 類
0850800095	どんぐりの家	龍ヶ崎市緑町203 番地	合同会社 たつのこ会	龍ヶ崎市緑町203 番地	平成26年 10月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス

#### 茨城県告示第1035号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成26年10月9日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービスの 種 類
0810300384	おひさま	土浦市宍塚184	株式会社パート ナース	土浦市小松1-16 -25	平成26年 10月1日	就労継続支援 B型

#### 茨城県告示第1036号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年10月9日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

##### (1) 名称及び代表者氏名

筑西市

筑西市長 須 藤 茂

##### (2) 住所

筑西市下中山732番地1

## 2 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スピカ  
筑西市字下田中丙360番
- (2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
12,821㎡
- (3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
200㎡
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日  
平成26年10月1日
- (5) 変更の理由  
建物を市役所庁舎等へ転用するため

## 3 届出年月日

平成26年9月25日

## 茨城県告示第1037号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成26年10月9日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパービバホーム水戸県庁前店  
水戸市笠原町978番41
- (2) 届出の概要
  - ア 届出の種類及び届出の公告日  
変更の届出（第6条第2項）  
平成26年9月25日
  - イ 変更しようとする事項
    - (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
(変更前) 午前7時  
(変更後) 午前6時30分
    - (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前6時30分～午後9時30分  
(変更後) 午前6時～午後9時30分

## (3) 届出年月日

平成26年9月10日

## 2 市町村の意見

特になし

## 3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

## 茨城県告示第1038号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成26年10月9日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイユーエイト土浦おおつ野店

土浦市おおつ野八丁目164番 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

平成26年7月24日

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ダイユーエイト	福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地	浅 倉 俊 一

## ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年3月12日

## エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,008㎡

## オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 302台

(イ) 駐輪場の収容台数 40台

(ウ) 荷さばき施設の面積 112㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 29㎡

## カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前7時

(閉店時刻) 午後9時

## (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分～午後9時30分

## (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

## (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後9時

## キ 届出年月日

平成26年7月11日

## 2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
土浦市	<p>1 騒音発生に係る対応等</p> <p>(1) 事業活動において生ずる騒音等は、環境基準や法令の規制基準値を参考に、周辺の生活環境に配慮するようお願いいたします。</p> <p>(2) 苦情等が生じた場合には誠意を持って対処願います。</p> <p>2 廃棄物対策等</p> <p>店舗の事業活動に伴い発生するごみは、廃棄物処理法並びに容器包装リサイクル法などの資源循環に関わる法令に基づき適正に処理し、廃棄物の発生抑制に努めていただきたい。</p> <p>3 防犯対策等</p> <p>(1) 工事に伴う車両等による交通安全等に万全を期していただきたい。</p> <p>(2) 敷地出入口等にガードマン等を配置し、交通事故防止・渋滞緩和等に配慮いただきたい。</p> <p>4 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針等</p> <p>従業員の採用に当たっては、土浦ハローワーク・茨城就職支援センター等への求人登録により、地元から優先的雇用と安定雇用について配慮願います。</p>	<p>騒音規制法及び公害関係法令による</p> <p>廃棄物の減量化及びリサイクルの推進活動として</p> <p>周辺地域での交通事故の防止</p> <p>地域雇用確保への協力として</p>

## 3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

## 茨城県告示第1039号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成26年10月9日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア土浦真鍋店

土浦市真鍋三丁目3387番1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第5条第1項)

平成26年7月24日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,316㎡

(変更後) 1,285㎡

(イ) 駐輪場の位置

(ウ) 廃棄物等の保管施設の位置

(エ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) (開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後7時

(変更後) (開店時刻) 午前9時

(閉店時刻) 翌午前0時

(オ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後7時30分

(変更後) 午前8時30分～翌午前0時30分

(3) 届出年月日

平成26年7月11日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
土浦市	<p>1 騒音発生に係る対応等</p> <p>(1) 事業活動において生ずる騒音等は、環境基準や法令の規制基準値を参考に、周辺の生活環境に配慮するようお願いいたします。</p> <p>(2) 苦情等が生じた場合には誠意を持って対処願います。</p> <p>2 廃棄物対策等</p> <p>店舗の事業活動に伴い発生するごみは、廃棄物処理法並びに容器包装リサイクル法などの資源循環に関わる法令に基づき適正に処理し、廃棄物の発生抑制に努めていただきたい。</p> <p>3 防犯対策等</p> <p>(1) 工事に伴う車両等による交通安全等に万全を期していただきたい。</p>	<p>騒音規制法及び公害関係法令による</p> <p>廃棄物の減量化及びリサイクルの推進活動として</p> <p>周辺地域での交通事故の防止</p>

	<p>(2) 敷地出入口等にガードマン等を配置し、交通事故防止・渋滞緩和等に配慮いただきたい。</p> <p>4 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針等</p> <p>従業員の採用に当たっては、土浦ハローワーク・茨城就職支援センター等への求人登録により、地元から優先的雇用と安定雇用について配慮願います。</p>	<p>地域雇用確保への協力として</p>
--	---	----------------------

### 3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

### 茨城県告示第1040号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成26年10月9日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 大規模小売店舗の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) マルト春日店

ひたちなか市春日町6番1号 外

##### (2) 届出の概要

###### ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

平成26年7月14日

###### イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社マルト	福島県いわき市勿来町窪田十条3番1	安 島 浩
株式会社くすりのマルト	福島県いわき市勿来町窪田十条3番1	安 島 力
未定	未定	未定

###### ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年3月5日

###### エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,230㎡

###### オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- |               |      |
|---------------|------|
| (ア) 駐車場の収容台数  | 122台 |
| (イ) 駐輪場の収容台数  | 69台  |
| (ウ) 荷さばき施設の面積 | 228㎡ |



(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 34m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午後 11 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 45 分～午後 11 時 15 分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 8 時

キ 届出年月日

平成 26 年 7 月 4 日

2 市町村の意見

ひたちなか市からの意見の概要

1 駐車場対策

(1) 交通誘導員の配置

ア 駐車場出入口の交通混雑の防止や付近の渋滞緩和を図るため、誘導員等を配置し、交通事故防止のための交通誘導をお願いしたい。

イ 廃棄物収集車両が業務用出入口を走行する際は後進も想定されることから、必要に応じて車両誘導をする等、通行車両や歩行者の安全確保に努められたい。

(2) 駐車場出入口の設置

ア 既設道路に道路工事を伴う出入口を設置する場合は、道路工事施工承認の許可を得られたい。

イ 北側エリアからの徒歩来店者は、店舗出入口の関係上、店舗南面まで回る必要がある。北面からの徒歩来店者に配慮し、駐車場及び店舗の出入口等について検討されたい。

ウ 駐車場出入口には看板等を設置し、位置を明確に示すとともに、夜間対策のため反射材を設置されたい。ただし、見通しを妨げぬように設置には十分注意されたい。

(3) 駐車場内安全施設の設置

駐車場内における秩序ある交通流を形成し、交通事故防止を図るため、通路の進行方向を示す矢印、駐車枠及び駐車場内通路を明確に分離するための白線等の標示をされたい。

(4) その他

店舗附属の駐輪場に関しては、適切に管理を行い、放置自転車対策を講じられたい。

2 廃棄物減量化

(1) 法令遵守

店舗（テナント含む）から排出される廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ひたちなか市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」等の関係法令を遵守し、一般廃棄物、産業廃棄物を分別した上で、適切に保管、処理されたい。

(2) ごみ減量の推進

本市では、循環型社会の形成（ごみの減量や資源の節約）及び地球温暖化防止を目的として、レジ袋の有料化による「マイバッグ運動」を始め「エコ・ショップ認定制度」の推進に取り組んでおり、施策への参加・

ご協力をお願いしたい。

### 3 防災・防犯対策

#### (1) 防災対策

災害発生時における来客者等の避難誘導に関し、マニュアル等を作成するなど万全を期されたい。

#### (2) 防犯対策

ア 閉店後は、施錠設備のある工作物で駐車場を閉鎖されたい。

イ 閉店後も含め警備員等による店舗内外の定期的な巡察を実施するとともに、防犯カメラ等の防犯機器を設置するなど、自主防犯対策には万全を期されたい。

ウ 来店者に対して、看板等を設置するなどして駐車場、駐輪場における車上ねらい、自転車盗難、オートバイ盗難などの各種犯罪被害防止の周知徹底、施設利用者の防犯意識の向上を図られたい。

### 4 騒音対策

#### (1) 法令遵守

ア 建設作業において、騒音・振動規制法に基づく特定建設作業に該当する場合は、作業開始7日前までに特定建設作業実施届出書を提出されたい。また、敷地境界線上において規制基準が適用されるので、基準遵守に努められたい。

イ 等価騒音レベルの予測結果において、全地点で環境基準以下になってはいるが、室外機等の機器類については必要な保守点検等を行い、異音・異常音が発生しないよう適正な管理に努められたい。また異音・異常音が確認された場合は速やかに修繕する等、適切な措置を講じられたい。

ウ 当該計画にある能力の冷凍機は、ひたちなか市公害防止条例に基づく届出施設（往復動式、ロータリー式、遠心式のものに限り、原動機の定格出力が7.5kW以上のもので家庭用パッケージ型を除く）に該当する場合がある。届出施設に該当する場合は、冷凍機に係る工事の着手30日前までに届出施設設置届出書を提出し、敷地境界線上における規制基準を遵守されたい。

#### (2) 苦情対応

等価騒音レベルが環境基準以下になっている場合であっても、変動騒音に見られる耳障りな音（車両走行音、車両の後進警報ブザー音、荷さばき音、アイドリング音等）の最大値により苦情が寄せられる場合もあることから、騒音等に関する苦情があった場合は誠意をもって対応されたい。

### 5 廃棄物対策

廃棄物に対する対応排気口の定期点検及び清掃を実施し、調理臭等の発生抑制に努めること。また、廃棄物保管施設において、生ごみ等による悪臭が発生しないよう適正な管理に努められたい。

### 6 その他

#### (1) 地域貢献活動の取り組み

市ガイドラインに基づき、地元商工会議所への加入を始め、地域のイベント等への協力や、従業員の優先的な地元雇用など積極的な地域貢献活動をお願いしたい。

#### (2) 道路工事の適切な実施

ア 既存道路に占有物を埋設する場合は、道路占用許可を得ていただきたい。

イ 工事車両等により市道を汚損した場合は、清掃等による管理を実施されたい。

ウ 工事車両の進入路は1路線とし、路面状況を写真等で記録し、工事完了後に舗装の沈下等が認められる場合は、市道路管理課と協議の上、修復されたい。

エ 既存杭については、亡失しないこと、亡失した場合には関係地権者から承諾を得て適切に杭の復元をされたい。

オ その他必要事項は市道路管理課と協議されたい。

(3) その他

ア 届出書の指針に基づく配慮事項より、来客自動車の経路設定について設置予定とされている周囲半径1.0 km程度範囲内の案内標示看板についても、茨城県屋外広告物条例に基づく許可が必要である。なお、建物敷地外に設置する看板については、自家広告物としてみなさず、許可基準も異なるため、許可申請の際には事前に市都市計画課へ相談されたい。

イ 届出書の施設周辺見取図①における調査対象交差点 No. 1 について

今年度から平成29年度の間で、当該交差点歩道部の段差解消工事を施工する予定であるため、施工事前に市都市計画課と調整されたい。

理 由

店舗及び店舗利用者の交通安全、防災・防犯対策を図るとともに、周辺地域の良好な生活環境の保持及び廃棄物減量化を図るため。

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1041号

平成15年8月2日付けで計画を確定した県営長瀞地区土地改良事業（経営体育成基盤整備・ほ場整備）については、平成26年3月26日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

平成26年10月9日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1042号

平成15年8月2日付けで計画を確定した県営長瀞地区土地改良事業（かんがい排水）については、平成26年3月26日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

平成26年10月9日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1043号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成26年10月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月9日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 土浦坂東線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市小野崎字千駄苅294番2地先から つくば市西大橋字坂下561番2まで	(A) 旧	メートル 最大 11.0	メートル 1,955	
つくば市小野崎字千駄苅174番1地先から つくば市西大橋字大境580番2まで		最小 5.0		
つくば市小野崎字千駄苅174番1地先から つくば市西大橋字大境580番2まで	(B) 新(B)	最大 39.0	1,865	
つくば市西大橋字大境580番2まで		最小 25.0		

## 茨城県告示第1044号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成26年10月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月9日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 竜ヶ崎阿見線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
牛久市久野町2827番1地先から 牛久市久野町2698番地先まで	(A) 旧	メートル 最大 20.0	メートル 244	
牛久市久野町2827番1地先から 牛久市桂町46番1地先まで		最小 11.0		
牛久市久野町2827番1地先から 牛久市久野町2698番地先まで	(B) 新	最大 54.0	264	
牛久市桂町46番1地先まで		最小 11.0		
牛久市久野町2827番1地先から 牛久市久野町2698番地先まで 牛久市久野町2827番1地先から 稲敷郡阿見町よしわら六丁目1番5地先 まで	(A) 新 (B+C)	最大 20.0 最小 11.0 最大 60.0 最小 11.0	244 1,040	バイパス 区間の延伸

## 茨城県告示第1045号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成26年10月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月9日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 一般国道 355号
- 2 供用開始の区間 笠間市下市毛字甲ノ山1662番2から  
笠間市来栖字中郷3006番2まで
- 3 供用開始の期日 平成26年10月10日

## 茨城県告示第1046号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成26年10月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月9日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 矢幡潮来線
- 2 供用開始の区間 行方市矢幡531番1地先から  
行方市矢幡543番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年10月9日

## 茨城県告示第1047号

昭和58年9月30日茨城県告示第1348号で告示した茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号）第4条の規定により知事が指定する区域等の一部を次のように改正する。

平成26年10月9日

茨城県知事 橋 本 昌

第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

## 茨城県告示第1048号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成26年10月9日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 受託者の住所及び氏名  
茨城県水戸市笠原町978番25 一般財団法人 茨城県建設技術公社
- 2 委託事務の内容  
茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）別表第1中の偕楽園好文亭に係る使用料の徴収事務
- 3 委託期間  
平成26年10月1日から平成27年3月31日まで

## 茨城県告示第1049号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成26年10月9日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 受託者の住所及び氏名  
茨城県水戸市笠原町978番25 一般財団法人 茨城県建設技術公社
- 2 委託事務の内容  
茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）別表第1中の弘道館に係る使用料の徴収事務

## 3 委託期間

平成26年10月1日から平成27年3月31日まで

(選挙管理委員会)

## 茨城県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成26年10月9日

茨城県選挙管理委員会委員長 大津晴也

政治団体設立の状況（平成26年9月1日から30日まで）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に該当する国会議員関係政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に該当する国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
若い力で県政を変える会	細谷 和之	笠島 充	牛久市栄町5-6					H26. 9. 1
全国同和対策促進協議会	平山 和博	二方富美男	水戸市見和3丁目1513番地の15見和マンション303号					H26. 9. 3
智友会	古橋 智樹	古橋 智樹	かすみがうら市上稲吉1839-2					H26. 9.11
古橋ともき後援会	古橋 智樹	古橋 智樹	かすみがうら市上稲吉1839-2					H26. 9.11
新しいひたちなか市をつくる会	佐々木秀美	永堀 則雄	ひたちなか市市毛958-1					H26. 9.12
まつざき和也後援会	松崎 和也	松崎まゆみ	日立市石名坂町2-17-2					H26. 9.12
おぎみえ子後援会	相沢 一正	加藤由紀子	那珂郡東海村舟石川847-19					H26. 9.17
小張さえこ後援会	長田 満江	須藤 良男	土浦市沢辺792					H26. 9.17
筑水会	澤佐 繁雄	山中 正好	筑西市内淀33番地					H26. 9.19
矢口健一政経懇話会	矢口 健一	大庭 孝志	つくば市研究学園D7街区11-101					H26. 9.19
前馬秀夫同友会	前馬 秀夫	前馬理智子	水戸市三の丸2丁目11番7号					H26. 9.24

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に該当する国会議員関係政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に該当する国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
菅谷毅後援会	今井 稔隆	菅谷 順子	鹿嶋市宮下5-9-8					H26. 9.25
田村泰之後援会	石川 善	田村 元昭	笠間市福原3612					H26. 9.25
若松宏幸後援会	若松 宏幸	若松 宏幸	稲敷市角崎1616-14					H26. 9.26
みんなの声をつたえる会	須永 和義	外塚真由美	かすみがうら市稲吉南3-6-8					H26. 9.30

備考 矢口健一政経懇話会は主たる活動区域の異動により総務大臣届出から茨城県選挙管理委員会届出に変更

茨城県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成26年10月9日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体異動の状況（平成26年9月1日から30日まで）

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に該当する国会議員関係政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に該当する国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
新	自由民主党大洋村支部	菅谷 一義		鉾田市上沢1569-1					H26. 9. 1
旧	自民党大洋村支部	久保 勝男		鉾田市上幡木1656-25					
新	自由民主党水戸葵支部		栗田 信彦						H26. 9. 1
旧			穂本 正彦						
新	税理士による岡田広後援会	安 四郎							H26. 9. 2
旧		海野 隆夫							
新	二川英俊後援会		藤田 実						H26. 9.10
旧			古賀 栄次						

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に該当する議員関係政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に該当する議員関係政治団体	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
新 旧	あおき俊一後援会		菊池 英明 栗原 勇夫						H26. 9.11
新 旧	越智たつや後援会		菊池 英明 栗原 勇夫						H26. 9.11
新 旧	高安ひろあき後援会		菊池 英明 栗原 勇夫						H26. 9.11
新 旧	西野ひでお後援会		菊池 英明 栗原 勇夫						H26. 9.11
新 旧	はせがわ修平後援会		菊池 英明 栗原 勇夫						H26. 9.11
新 旧	日立労組日立地域政治・社会活動委員会	室井 智之 三浦啓一郎	菊池 英明 栗原 勇夫						H26. 9.11
新 旧	税理士による藤田幸久後援会	篠原 勉 小松 昌次	原口 哲也 篠原 勉						H26. 9.12
新 旧	維新の党衆議院茨城県第3選挙区支部 日本維新の会衆議院茨城県第3選挙区支部								H26. 9.24
新 旧	取手新時代をひらく会		梶井 好 小泉 勝雄						H26. 9.25
新 旧	藤井政経懇話会	田中 秀 廣瀬 尚武							H26. 9.25

## 茨城県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年10月9日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体解散の状況（平成26年9月1日から30日まで）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
八木ようこ後援会	八 木 憲 一	松 本 美沙子	高萩市秋山3037	H26. 9.30



## 茨城県選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成26年10月9日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

資金管理団体指定の状況（平成26年9月1日から30日まで）

届出者氏名 (代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体の 名 称	主たる事務所の所在地	届出年月日
古 橋 智 樹	茨城県議会議員	智友会	かすみがうら市上稲吉1839-2	H26. 9.11
若 松 宏 幸	稲敷市議会議員	若松宏幸後援会	稲敷市角崎1616-14	H26. 9.26

## 公 告

## ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成26年10月9日

茨城県知事 橋 本 昌

〔掲載順序〕

①落札又は随意契約による物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦随意契約による場合には、その理由

①個人番号制導入に伴う税務総合オンラインシステム改修業務 ②総務部税務課 水戸市笠原町978番6 ③平成26年9月19日 ④株式会社日立製作所 茨城支店 支店長 山本 英夫 茨城県水戸市三の丸一丁目4番73号 ⑤167,184,000円 ⑥随意契約 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

## ●都市計画の変更案の作成に係る公聴会の開催の中止

水戸・勝田都市計画区域区分の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する旨を平成26年9月22日付け茨城県報第2626号で公告したが、公述申出書の提出が提出期限である平成26年10月2日までになかったため、公聴会の開催を中止する。

平成26年10月9日

茨城県知事 橋 本 昌

1 日 時 平成26年10月9日（木）

午前10時00分から

2 場 所 ひたちなか市東石川2丁目10番1号

ひたちなか市役所本庁舎2階第1会議室

**●都市計画の変更案の作成に係る公聴会の開催の中止**

水戸・勝田都市計画区域区分の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する旨を平成26年9月22日付け茨城県報第2626号で公告したが、公述申出書の提出が提出期限である平成26年10月2日までになかったため、公聴会の開催を中止する。

平成26年10月9日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 日 時 平成26年10月9日（木）  
午後2時00分から
- 2 場 所 東茨城郡大洗町磯浜町6881-275  
大洗町役場3階第1会議室

**●都市計画の変更案の作成に係る公聴会の開催の中止**

水戸・勝田都市計画臨港地区の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する旨を平成26年9月22日付け茨城県報第2626号で公告したが、公述申出書の提出が提出期限である平成26年10月2日までになかったため、公聴会の開催を中止する。

平成26年10月9日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 日 時 平成26年10月9日（木）  
午前10時00分から
- 2 場 所 ひたちなか市東石川2丁目10番1号  
ひたちなか市役所本庁舎2階第1会議室

**●都市計画の変更案の作成に係る公聴会の開催の中止**

水戸・勝田都市計画臨港地区の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する旨を平成26年9月22日付け茨城県報第2626号で公告したが、公述申出書の提出が提出期限である平成26年10月2日までになかったため、公聴会の開催を中止する。

平成26年10月9日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 日 時 平成26年10月9日（木）  
午後2時00分から
- 2 場 所 東茨城郡大洗町磯浜町6881-275  
大洗町役場3階第1会議室

**●開発行為の工事完了**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年10月9日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原5185番 3

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字阿見5185番地 4

泉 恵 子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市真壁町亀熊字原山544番 2, 同番 3, 同番 5, 同番 6, 545番 4, 550番 5, 同番10

2 事業主の住所及び氏名

東京都大田区大森東五丁目22番 9 号 ばらだマンション303

藤澤 クリスチーネ志帆

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字長井戸字小屋山1669番 4

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町陽光台二丁目 5 番地 8 ジュワルクール A 棟102号室

吉 田 和 晃

●道路の位置の指定

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年10月 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
県総指令 第115号	平成26年10月 1 日	富永 郁夫	東茨城郡城里町磯野 38番地	東茨城郡城里町大字石 塚字大堀2055番 1, 同 番 6	メートル 4.20	メートル 35.00

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成26年10月 9 日

茨城県鹿島下水道事務所長 本 田 浩

[掲載順序]

① 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地③落札者又は随意契約の相手方を決定した日④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所⑤落札金額又は随意

契約に係る契約金額⑥契約の相手方を決定した手続き⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日

⑧随意契約による場合にはその理由⑨その他必要な事項

①重油 J I S 1 種 1 号 472kl (予定数量) ②茨城県鹿島下水道事務所 茨城県神栖市北浜 9 番地 ③平成 26 年 9 月 25 日 ④(株)アサイ 茨城県古河市久能 500 番地 ⑤ 80,500 円 / kl (消費税及び地方消費税相当額を除く) ⑥ 一般競争入札 ⑦平成 26 年 8 月 7 日

## 正 誤

平成 26 年 7 月 31 日付け茨城県報号外第 66 号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
8	下から 15	0870600558	0872700836

平成 26 年 9 月 16 日付け茨城県報第 2624 号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
39	上から 34	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。	財務に関する事務の執行は、収入に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 1 5 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)